

清水病院 看護師修学資金貸付金について

資料6

	① 貸与		② 償却		③ 返還		備考
	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	
H21年度	26	9,360,000	—	—	—	—	月額3万円
H22年度	39	14,040,000	17	5,880,000	1	240,000	
H23年度	67	32,510,000	7	2,430,000	3	276,000	H23.10.18以降 月額5万円又は10万円に増額
H24年度	79	63,800,000	18	6,716,300	11	6,739,200	
H25年度	79	61,550,000	32	14,950,900	9	4,272,000	平成25年10月末現在（金額は予定年額）

① 貸与（費目：資本的支出—貸付金）

平成23年10月18日 条例改正

- ・金額の増額（月額3万円 ⇒ 月額5万円 又は 10万円）
- ・条件の変更（市内に住所がない場合、市外の養成施設に通学する者も対象とする。）

② 償却（費目：病院事業費用—医業外費用—貸付金償却）

現時点では、すべて免除規定による償却である。（下記条例参照）

③ 返還（費目：資本的収入—貸付金返還金）

他院就職、養成施設の退学、貸与相当期間前の退職による返還金である。

＜根拠＞ 静岡市立病院看護師等修学資金貸付貸与条例（平成22年4月1日施行）

第10条（返還義務の当然免除）

- ・貸与を受けた期間に相当する期間を市立病院で看護師等の業務に従事したとき。
- ・貸与を受けた期間に相当する期間が経過する前に、業務上の理由で死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

第12条（返還）

- ・退学、貸与の辞退、死亡等により貸与の決定が取り消された場合
- ・養成施設を卒業した日の翌日から起算して13月以内に免許を取得しなかった場合
- ・貸与を受けた期間に相当する期間を市立病院で看護師等の業務に従事しなかった場合